

令和4年3月9日開催

## 研究公正シンポジウム 研究公正における中核的人材の育成について考える

### パネルディスカッション

司会：それではこれより、パネルディスカッションを進めてまいります。ここからの進行は、市川先生にお願いしております。  
市川先生よろしくお願いたします。

市川：了解しました。

今日のテーマは2つです。1つは中心人物の役割。もう1つは教育。育成ないしそれらの継続性です。

まず、役割についてディスカッションをしたいと思います。

皆様方がお話しする際に、分けていただきたいのは、中村先生がご指摘になったように、ひとりで何もかもやるというのは大変だということ。個人を念頭において語られるのか、それとも部署として、複数でやることを考えているのか。そのあたりを分けて解説していただければよろしいかと思います。

さて、今、中村先生はもっぱら大学、あるいは大学院生の話をされたと思います。日本の場合、非常に感心するのは、学生は授業料を払っている人間です。ところが、いわゆるファンディングエージェンシーとして教育、学習を義務化するの、ファンディングをしてる先の研究者。彼らは国民に対する義務がある。それにも関わらず、大学院生、大学の教育に熱心だという点は、アメリカとだいぶ違う。アメリカの場合は、奨学金が出ていますから、それに対して責任を取っているということです。

その意味では、なぜ大学、大学院生の教育ができているのか。それが日本の良いところだと思います。

逆に、非常に独立心の強い研究者に対する啓発は、米国でも苦勞しています。彼らに対してどういう役割を考えているか。米国とは少し違うような気がします。教育1つとっても、あまり一般化はできない。

中村先生、この2つについて、ご解説をいただけたらと思います。

中村：まず、研究者の教育。研究者に対してどのように教育、研修していくか。それは非常に重要な問題だが、大学院生を教育する以上に難しいということは、ご指摘の通りかと思えます。だからこそ、研究者にはむしろ教育者としての役割を担っていた

だくことを前提として、研究倫理教育に取り組んでいただくことが研究倫理教育になると考えています。

単に、自分が研究倫理教育の受け手となるだけではなく、自分が担い手になるためには、自分の経験だけではなく、いろいろな知識も習得する必要がありますし、あるいは理解して、説明できるようになる必要がある。研究倫理教育で教えられるような内容を学生に対して発信する、教育する。そのような立場で関与していただくことが、効果的な研究倫理教育になってくると考えています。それが2点目に関する回答です。

1点目。大学院生の教育ができていないかについて。やはり、授業料を払っているということがあります。

市川：なるほど、授業料を払っていることに対する代償というわけですね。

私が申し上げたのは、ファンディングエージェンシーは、要するにそのファンドの行き先が公正に振舞っているか、ということです。

大学院生の場合は、国が公費を払っているわけではないので、国としての義務はないこととなります。

中村：ラボ、研究室での指導というところにフォーカスを当てたとき、大学院生も研究室で公的研究費を受けて研究を行っているわけです。その研究を、どのように研究公正を確保して進めていくかということが重要だと思います。ラボで公正な研究というものが実施される。それを保証するような仕組みが、今だと、先ほども言われた独立型の研究倫理教育が中心になっている。それも、ある意味、間接的には必要であるかもしれないのですが、ラボで実際に行われる研究が公正性を持って進められるためにはどうすればよいのかというときに、ラボレベルでの研究倫理教育を充実させていくことが重要です。

市川：いわゆる、共同研究者という立場で必要だということですね。わかりました。

今、視聴者の方から質問が出ています。中村先生が、「日本の双方向の授業と教育は非常に効果があると言われたが、それは一般的な意味で言われているのか、それとも研究倫理に特別な性格なのか」という質問がありました。それについて、お願いします。

中村：先ほどご紹介しました文献は、研究倫理教育について特化した形で、研究倫理教育に関する双方向型の授業に関するものです。一般的に、双方向型の教育のほうが、効果があることは、よりジェネラルに言われているところではあります。ただし、

先ほどご紹介した文献は、ジェネラルに言われている知見というよりは、研究倫理教育に特化した事例を分析したものについてのご紹介です。

市川：ありがとうございます。加納先生にお尋ねします。先ほど、中村先生に質問させていただきましたが、教育の仕方にもいくつかあるということが出てきました。またもう1つには、学生、大学院生から研究者へのトランジションということもあるので、先生のところでも、その点をうまくスムーズに行くには何を考えたらいいか、そのあたりのお話についてご見解をいただければ。

加納：ありがとうございます。先ほど自己紹介の中で紹介させていただいた京都大学 WPI-iCeMS というところで、中辻憲夫設立拠点長発案のインテグリティセミナー開催をサポートさせていただきました。その経験を踏まえて、回答させていただきます。そのインテグリティセミナーを開くときに、どのような形式で開くのかをまず議論しました。結果として、2つの形式を採用しました。1つが、一般向けのインテグリティセミナーです。一般の聴衆の方も来られるような、いわゆるセミナーのような形です。そういうものを1つ。

もう1つは、もう少し内輪の、インターナルな勉強会みたいなものです。ランチタイムを利用して、教科書を使って。教科書は確か、日本語訳版も出版されていた『On Being a Scientist』という NSF さん(※後の発言で National Academy of Science に訂正)が出されていたものだったと思います。それを使って輪読会をしました。その教科書には最後に、双方向のディスカッションを求める、エクササイズが必ず付いていました。双方向のディスカッションをすることがメインでした。拠点長がランチ代を全て出すというインセンティブで、リーダーシップを発揮していただきました。これは少々特殊なケースかもしれませんが、そのときの対象は、大学院生だったりポストドクだったり。研究所の中で研究をされている方、となっていました。その意味では、大学院生、ポストドク、教員などを区別せずに、インテグリティに関する勉強会を開いていました。WPI だったので、多国籍で構成されていました。日本人だけでなく海外の方も来られるので、英語を言語として、開催させていただきました。

その2つをまず立ち上げてやっていったのですが、その後、もう1つ立ち上げなければいけないといって立ち上げたのが、大学院生向けのものです。これは授業に組み込みました。

当時、研究科横断型プログラムというものが、京都大学で新しく出来上がりました。全ての研究科にまたがるようなプログラムを、自主的に各部署が提案できるも

のです。研究所に関しても提案が可能で、研究所から大学院生の教育プログラムを提案させていただきました。結果として、文系の大学院から理系の大学院まで含めて、参加していただきました。例えばハンセン病の事例を取り上げ、そこで法学研究科の学生と生命科学研究科の学生がディスカッションするといったこともありました。

そうした経験を踏まえて、僕は教育プログラムを、中村先生のように区分けしてやっていくことは非常に賛成だということ。その際、参加するメンバーの多様性が非常に重要ではないかと考えています。それは所属分野の多様性であったり、ジェンダーの多様性であったり。外国籍の方が来られると、本国ではこういう教育を受けたという情報をシェアしていただける機会もたくさんありました。その意味では情報交換の非常に良い場になったと考えています。経験談になってしまって恐縮ですが、以上です。

市川：どうもありがとうございました。東島先生にお尋ねしたいことがあります。今、NSFの話が出たので。NSFが研究不正とする定義は、NIHのそれと、少し違うのですよね。NIHは、ほとんど、盗用の事例を不正として取り上げない。教材が違っていると、そういう姿勢の違いを、皆さんは混乱しないかという問題。他方では、いろいろな方向から同じものを見るということで全体を理解できる。こういうこともあると思います。先生はそのあたりのことをどのようにお考えになっていますか。

東島：SFとNIHの研究不正の違いに限定した話ではありませんが、盗用の定義には、組織の定義もあるし、教科書や研究者グループが提示したものもあります。例えばORIのウェブサイトに乗っている盗用のガイド「Avoiding Plagiarism, Self-plagiarism, and Other Questionable Writing Practices: A Guide to Ethical Writing」は非常に長く、たくさんの種類の盗用が載っています。うちの組織はここまで盗用に含めないと、見る人によっては、そう感じるようなものもあるかもしれません。「これは盗用なのかな」と、分からないようなところもあったりするかもしれません。そのように、組織という単位以外にも、テキスト単位でも盗用の場合は細かい定義が、かなりばらついている部分もあります。分野ごとの差があって難しいとは思いますが、なにかしら整理できたらよいと思います。

市川：ありがとうございました。整理していく上での途中で解説すれば、それ自体が教育になるかもしれないですね。倫理は、そうした考え方のことなので。先生がそうしたことを指摘されたのではないかと思います。

加納：すみません、訂正させてください。検索したところ、『National Academy of Science』でした。

市川：それは、NSFとは違う、研究者の集まりですね。

では、松澤部長。ファンディングエージェンシーとして、教育義務化の対象を研究者とするのはよくわかるのですが、大学院生もよく研究をしていると思います。例えば、大学院生が全く単独で犯した不正はどのように扱われるのか。そういうことを含めても、ファンディングエージェンシーとしての、教育研究者と大学院生と比較してどういう責任があるか。そうしたことをお話しいただければと思います。

松澤：責任という意味では、私は研究倫理教育も含めて、2つの責任があると思っています。1つは、各大学の場合は、教育を学生さんに、授業料をいただいて教育を施すということで、需要者と供給者の関係だと思っています。その意味で、まさしく、大学の責任もあれば、学ぶものとしての大学院生の責任もあると思います。

我々、研究者を相手にファンディングを行っている者の場合は、そこにもう1点、違った視点があります。研究者の、まさしくパブリックに対する責任をどう考えるのか。研究活動には、日本もアメリカもそうですが、多くの税金を投入して行います。アメリカの研究者に、我々が調査でインタビューしたときに、はっきり言われました。アメリカの研究公正システムがなぜあれだけ、中央政府が関与して、しっかりしたものを作っているのかに対して、アメリカの研究者はヨーロッパの研究者以上に、はっきりと物を言います。要するに、国費の適正管理、パブリックからお金もらっていることに対する信頼性をどうやって確保するか。これは当然、国の責任なので、我々は国の規制に従うのです。したがって、研究を、要するに自分の趣味でやっているレベルと、そこから一步、学生を終えて職業研究者としてやっていくレベルでは、その責任の重さも当然違うと思っています。その研究に対して投資してくれる国民に対して、どれだけ透明性を担保していくのか。

実際、我々は研究不正の各事案を各大学から報告していただきますが、それを見ていると、当事者間の問題点と思って処理しているような報告書を書いてくる人達が結構います。

我々ファンディングエージェンシーがチェックするときは、そうした目で見ているわけではありません。この研究不正に対する事案が、パブリックの目から見てどう見えるのか。告発者と非告発者の間の意見だけではなくて、それを客観的に見たときにどう見えるのか。それについて大学にはご質問をさせていただきますし、大学も、なぜ当事者間の問題をこんなにしつこくファンディングエージェンシーが聞いてくるのかと、思うところもありますが、我々の視点は常にパブリック、要するに

国民の目線に立ったときに、それは腑に落ちるものなのか、落ちないものなのか、わからないものについてはしっかりと明らかにしていきたいという立場です。そのパブリックに対する責任というものを、研究公正システムの中では考えていかなければいけないのではないかと。このような視点でやっています。そこが、学生さんに対する責任とか、教育を受ける学生の、その関係の中の責任に加えて、必要な視点だと思っています。

市川：ありがとうございます。今まで出てきたご意見を、大雑把に私なりに整理しますと、二方向性の教育というのは何につけ重要だということに加え、教育的にはいろいろな形態で行う。しかも多様性というものを重視する。すると、しっかりとした実のつく教育になるのではないかとという主旨を聞かせていただきました。

もう1つは、大学院生の教育。彼らは研究者と一緒に研究に関わるという意味で、大学院生はそれなりに、ファンディングエージェンシーに対して責任を持つというお話をいただきました。

松澤部長のご意見では、身の引き締まる思いをしました。いわゆる、研究者としていかに信頼あるデータ、不正を起こさないかという点において、パブリックに対する責任を重視していく。そうしたパブリックへの責任感を涵養する教育も必要ではないかと。意味するところは、そういうことではないかと理解いたしました。

ほかにご意見ありますでしょうか。はい、加納先生、どうぞ。

加納：ありがとうございます。先ほど、松澤部長がおっしゃったパブリックの部分は、非常に重要な点だと理解しています。僕も、普段から科学コミュニケーションを専門にしている、パブリックエンゲージメント活動と呼ばれる活動もしています。

iCeMSの中で、僕は科学コミュニケーショングループにしながらインテグリティセミナーを開催するにあたり、一般向けに開放していたという話を先ほどさせていただきました。まさに松澤部長がおっしゃったような、パブリックをより意識したセミナーも開いた方がよいだろうという考えから、それをさせてもらいました。

第1回は、村上陽一郎先生に、科学者の責任についてご講演いただくところからキックオフいたしました。そこで職業的科学家についてしっかりと定義していただいて、教えていただいた上でのキックオフでした。研究者というものの成り立ち、科学者の成り立ちというところから始まって、なぜ科学者は責任を持つのか、どのような責任を持つのか、パブリックも含めて一緒に考えていきたいということで、キックオフしました。

第2回は、少しポジティブな話をしたほうがよいだろうということになりました。科学者の責任としてポジティブな側面は何かと考えた際に、アホウドリをずっと守り続けていた長谷川博先生という先生がいらっしゃいますが、その先生が、なぜ、

自分がアホウドリの保全にそこまでの情熱をかけたのかというキーワードを、1つだけ出してくださいました。

それが「僕がやらなければ誰がやるんだ」というキーワードでした。

それも責任だろうと思いました。要するに、科学者の責任は、不正をしない、ネガティブなことをしないというものではなく、やはりポジティブに、正しい研究をするところにもあるのだろう。こうしたメッセージを伝えていきたいのです。

パブリックも含めた形でデザインするとき、ネガティブな話ばかりだと気持ちも下がってしまいます。パブリック向けのセミナーを開くという視点に立てば、ポジティブな例も、どんどん見えてくるのではないかと思います。そうしたことが、補佐的にコーディネートさせていただいた立場からは、思い出せる記憶としてあります。

市川：ありがとうございました。

では、松澤部長にお聞きします。いろいろな分野を比較して語られたわけですが、そこで、いわゆる不正調査の役割を考えたときに、原則として機関内に設けたほうがよいのか、それとも機関の外に設けたほうがよいのか。調査主体を個人ではなくて部署として考えていただきたいと思うのですが、どのようにお考えですか。

松澤：これはあくまでも私の個人的な意見ですが、世界の研究者にはやはり、賛否両論、2つの意見があります。

まず、機関に設けたほうがよいという主な意見は、調査のしやすさ、情報の収集の速さ、その研究者に対する通常の評価が反映される、こうしたことが中心です。

それに対してアメリカのように、国ないし独立した第三者機関が調べたほうがよいというところについては、まずはやはり、パブリックに対する責任をどう果たしていくのか。そうした国で主に議論されているのは、機関の利益相反の問題です。要するに、研究機関がそれぞれ一義的な責務を果たすのは当たり前である。しかし、機関にはどうしても拭えない利益相反がある。片や、自分の成果を最大化し、社会に認めてもらいながら自分の中に対する倫理原則をしっかりと適用させるということで2つの側面があるので、それを担保するための仕組みとして第三者機関が必要だと、主に先進国はそう言います。

そう考えますと、私は、システムの作り方は現場重視、もしくは、第三者機関重視と、いろいろあると思います。最終的な決着に至るまでの仕組みには、やはり2段階が必要だと思っています。

例えば日本の場合、研究機関が出した結論に対して不服がある場合には、不服申し立てをその研究機関、当事者に行うのです。しかし、他の国の場合は、研究機関も

当事者なので、研究機関が出した結論に対して不服がある場合には、第三者機関にする仕組みが導入されている。こうしたことで客観性を担保しようとしているわけです。そうしたメカニズムも、我が国では将来的には、要するに、研究公正をその各機関の中で終わらせるのではなくて、社会的な課題として、それについてある種の専門性を持った人間が客観的に評価するという基軸は導入したほうがよいと思います。その意味で、まだまだその人材が足りない、痛感してるところでございます。

市川：松澤部長、どうもありがとうございました、機関自身の利益相反という、一般論としても、我が国であまり議論されていないと思います。私自身過去に読んだことがあるのですが、「大学の利益相反」というだけで、本が1つあるぐらい本来は広範囲な課題なのです。そのあたりのことが、少し考えが進むとよいと思います。中村先生、そのあたりをご発言いただけたら。

中村：個人の利益相反の場合、問題になってくるのが、経済的な利益によって判断が影響を受けるかどうかです。それは、実際に影響をうけているか否かということではなく、「経済的利益があっても自分はきちんとやっています」と認識していることもあるかもしれないけれども、しかし、「『判断に影響が出る』と周りから判断されること」自体が問題であるという考え方です。これが、利益相反について言われていることです。機関の利益相反で言いますと、機関できちんとやっているところも少なくないと思いますが、自分たちがやっていることを認識していれば十分だというのはではなくて、それがパブリックからどのように見えるのか。そう考えると、先ほど指摘いただいた点は、まさに重要になってくるものと思います。機関の利益相反というものを前提にした上で、それをどのような形で対応していくのか。やはり2段階なり、何らかの仕組みが必要だと思います。その点、同意するところです。

市川：この点については、皆さん、同意されるのではないかと思います。次に、そうした立場の人材の育成ということになります。先ほど申し上げましたように、個人だけ考えるといろいろな面で中途半端になると思いますので、部署で考えていただいてもよいと思います。大学としてそういうものを持つとしたらどのような教育ないし経歴の持ち主であるべきか、どんなバックグラウンドを持った方を育てるかということになると思います。松澤部長、どうでしょう。各国を見て。

松澤：各国それぞれ、誰をターゲットに研究教育の専門家に育てて行くかは違いがあります。私がまず率直に感じたのは、研究不正に対して立ち向かう人達を育てていく、その量が全然違う。我々、ファンディングエージェンシーは、研究不正に関して扱っているのは主に5法人くらいありますが、各部署、てんやわんやなのです。不正の疑いがあるものがたくさんくるのですが、それを処理する人材が足りない。ぜひとも若い人たちに、こうした分野に入ってきてもらいたいと思っています。

各国の場合、育成のレベルが、例えばヨーロッパだと100人単位でトレーニングする。シニアな研究者も、研究不正を起こさないためにどうするかという問題意識があるわけですが、そうした人達を取り囲む人達の中に、より研究公正の意識の高い人を多く作っていくことで、研究不正に対してあまり関心のない研究者も取り込んでいこうという動きが各国で進んでいます。その意味では、こうした研究公正に関心のある人達の団体ないしネットワーク、そうしたものを我が国でもどのように構築していくか。

例えば、先ほどアメリカの事例を紹介しました。アメリカも各大学で2、3人、各学部にはひとりずつくらい、研究公正官、RIOがいるわけです。その全国組織があり、それを支援する国の団体があるわけです。そうした組織、集団として、研究不正を国としてどう押さえ込んでいくか、非常に、活気のある議論がされています。ドイツの場合も、年間のフォーラムということで研究公正の関係者が一堂に会して議論する場があります。

しかし、我が国の場合には、各大学の研究公正担当者が非常に少ない中で多くの事案を扱って苦しんでいる。そうした意味での連帯、連携が、まだまだ欠けている。ですから、そうしたところでの人事交流や、活動意見交換、情報交換を盛んにしながら、会として増やしていく努力が、まず必要ではないかと思っています。普段、仕事をしている中でも、せめてファンディングの法人の中でも、関係者の交流を深めていくべきではないかと考えているところです。

市川：ありがとうございました。

本当の専門家というのは、いわゆる、ミューチュアル・トレーニングしかない、お互いに教え合うしかないと思いますが、東島先生の考えをいただけたら。

東島：ありがとうございます。先ほど中村さんや市川さんのお話にもありましたが、「ひとりの人が全てやるのは大変だ」ということ。特に、松澤部長が注目していらっしゃる不正対応の側面と、中村さんが分けた教育の3つの側面、あと、全学の中でのいろいろなものを実施する立場。これらは、やはり、分けたほうがよいと思います。

1つには、これらすべてをおできになる方が、わざわざ中核人材としてアプライしてこないのではないかという懸念があるからです。しかし、自分たちの研究科、学部、グループの研究を良くしたい、自分の分野の教育を、悪いイメージが付いたから良くしたい。そうしたいろいろな理由で、特定の領域について中核人材の資格認定をしてもらおうというモチベーションなら、持つことができる方が多いと思います。

また、「自分ひとりで全部できる」と思っている、そういう人ばかりだったら、怖いです。皆さんで協働して、いろいろな知見を持ち寄ってシェアして、この問題への適切な対処方法や教育方法は、こちらかもしれないけれど、こちらかもしれない、この場合はこれだ、というような、そうしたコミュニケーション、情報や意見交換を通じて多角的に専門的な検討を行うことができ、全体としてチームとして機能するような形がよいのだと思います。そうすると、例えば各大学なら、「こうした方面とこうした方面とこうした方面の人が、チームに最低ひとりが入っていること」という形を制度化することで、実在するのかどうか分からない全てに精通したパーフェクト人材に頼らずに済みます。そんな仕組みがあるとよいと、なんとなく思っております。

市川：東島先生、どうもありがとうございました。おそらく先生が意味したのは、自分の大学の中で、コンサルテーションのような形でネットワークを作ること。さらに、大学間でもシェアし合う。こうした2つの意味があると思います。加納先生のお考えはいかがでしょう。

加納：ありがとうございます。僕自身は、先ほどから紹介している iCeMS のプログラムの立ち上げをサポートさせていただいていたときに、参考にするものを探し回った経験があるので、中村先生が提案されていたようなポータルサイトや、松澤部長がおっしゃるような、つながっていく仕組みがあれば、もっと力強く、もっと効果的なプログラムが作れたかもしれないと思っています。僕自身としては、そのつながりがポータルサイトのような、単にオンデマンドで置かれているだけのものなのか、人的なつながりなのか、そうしたところまでは、今、完全にはアイデアはないのですが、おそらく両方があったほうが良いとは思っています。その、つながる仕組みがきちんと作られていくことが、より良い組織を作る。各大学に組織を作るにしても、つながりというキーワードで整備していくことができるのならありがたいと思います。

市川：ありがとうございます。今までのところをまとめますと、結局、ひとりの個人が全てを満たすようなことは不可能で、それに向けての教育も無理だろうということ。

加納先生や東島先生が言われた「つながり」。そういうものを持つ必要があるということだとのこと指摘がありました。

中村先生に質問です。もう少し具体的に、そういうシステムを作ること自体がデベロップメントのステージにあるわけですね。一番初めに、どのようなところから手が付けられると思いますか。

中村：そうですね。1つは、地域レベルでのネットワークを作っていくことが重要だと思います。研修などはよくやられていますが、東京で行われていることが多い。東京には人材も豊富ですし、いろいろなことがやりやすいのだと思います。しかし、日本全体で研究公正の水準を上げるためにいろいろと連携していくことが必要で、そのためには、大学内、1つの機関内だけでは、なかなか十分な人材がないという中で、地域でのネットワークを作っていくことが必要だと思っています。

市川：わかりました。どうもありがとうございました。

続いて、同じようなテーマになりますが、そういうものを継続的に維持すること、教育の定着化ということについては、どのようにお考えになっているか。それは、とりもなおさずキャリアパスを作っておかないと、なかなか足を踏み入れて、さらに続けようという気力も起きないと思うのですが、このあたりはどのようなところから始めたらよろしいでしょうか。皆さんのお考えをいただければ。

中村：キャリアパスということになるか、あるいは少しずれるかもしれないのですが、いわゆる教員、研究者なのか、あるいは事務職員なのか、あるいはURAのような存在なのか。それによっても関わり方がだいぶ違ってくると思います。特にこうした問題で、シンポジウムやワークショップ、研修などを実施した際、研究者が来られる場合と、研究機関での事務担当者が来られる場合とがあると思います。事務担当者の方の場合、「業務としてやっていかなければいけない」ということで、担当として来られるわけです。一方で、事務担当者の場合、異動がある。不正事案があって、事務職員として責任感を持って関わっていても、知見が蓄積・共有された頃には他の部署に行ってしまう。こうしたことが、どうしてもあるのではないか。それはたぶん、日本の公務員や、組織での専門職のあり方みたいなことが結びついているのではと思っています。その意味で、教員のほうが継続的に、また個人の関心という意味でも関わりやすいのではないかと。

一方で、事務職員というのは非常に重要な役割を果たされている。仕事のローテーションがある中で、どのようにうまく教員と事務職員がタッグを組んでやっていけばいいのか、その仕組みを作るのが、個々の大学レベルで非常に重要だと思っています。

海外の場合には、研究者と事務職員、いわゆる職員との関わり方は、どのようになっていますか。松澤部長にお伺いできれば。

松澤：私もあまり詳しくないのですが、海外の場合にはまず、教員出身か、事務職員出身かはともかく、そのヘッドになるオフィサーがいらっしゃるわけです。その人の権限が、公的にも非常に大きく認められている。だから尊敬される職というキャリアパスとなっているわけです。

その一方で、先ほど、いくつかのオフィスのお話をしましたが、例えばドイツの場合、オンブズマンがひとりでやっているわけではなくて、オンブズマンを支える仕組みとして、オンブズマンオフィスがある。そうした各機関側で設立するオフィスが、オンブズマンの元で具体的に活動される事務職員の受け皿になっている。そうしたことを政策として普及させることが、文書で決まっているのです。

要するに、パイがあるわけです。ということは、1つの大学でそうしたキャリアを積み、他の大学でも移転してもキャリアが積める。そうしたキャリアの連続性があるわけです。

しかし、我が国の場合は、事務の中でも任期制が普及している。我々も例えば、同じファンディングエージェンシーの中ですが、研究公正部門を支えようとする、それなりの人材が必要なのですが、まずそこの人材に応募してくるパイも、育てる仕組みもありません。場所はあっても、人がなかなか集まってこない。こうした現状が、我々だけではなくて各大学のオフィスにもあるんだと思います。

せめて、そうしたところでの経験者を大切に、横のネットワークで、一度経験をした人が次の経験を活かせるような場所、お互いに情報流通するような仕組みを作っていけば、母体となる、基盤の人材が育つのだと思います。

やはり、こうした研究公正という仕事が、将来にわたって永続的な研究活動をやる国において、基盤として必要なのだという社会認識がなければ。

他のプロジェクトオフィスのように、自分が立ってしまえば終わってしまうような仕事と違って、キャリアパスとして積み上げていくことができる仕事なのだという認識を社会に定着させていくことも、重要ではないかと思っています。

市川：ありがとうございました。私自身、最近、向こうのRIO（機関の研究公正担当者）の方々に、ざっくりばらんに彼らの給与を尋ねてみました。フルタイムの場合、ネット上では700万ぐらいでしたが、彼らにその数値を伝えたところ、「とんでもない。だいたい1200万ぐらいはいただいている」とのことでした。では、一番高い人は、と聞いたら、「3000万」とのことでした。後者の場合、ご指摘の例のように、研究者としての給与が先ず設定されており、仕事の一部に研究公正を担当したということです。もし、そうした経済的な保証がなければ、事務の方と研究者の方

が、言ってみると席の取り合いをしてしまうのではないか。そうしたリスクが、私にはあるような気がするのです。その点についてどうお考えになるか。東島先生から以前、この領域だったか - 被験者保護の領域だったか、失念しましたが、そうしたテリトリアル上の確執があるようなお話を聞いたことがあります。そのあたりのことを松澤部長にお聞きしたいです。いわゆる経済的な後ろ盾がなくて、どのようにこうしたことを進められるか。雇用枠の話になりますが。

松澤：私も、まだ日本では、この種のシステムが定着していないので、よくわからないのですが。海外を見ますとやはり、先ほど言ったように、研究者のバックグラウンドをもって、オンブズマンになられる方、アドバイザーになられる方、それを支える事務方と、明確に職分されています。そのチームが1つになって、研究公正をやっている。やはり、なんとと言っても国の方針として、研究公正自身が非常に重い地位になっているので、そのポストが各大学にあるということです。

日本の場合は、広くある事務の中の1つとしてしか、まだ、認識されていません。研究公正だけやっていてプロフェッショナルになっても、行き場がないのではないかという不安も事務方にあります。数年単位で他の部署に行ってしまうと、なかなか継続しないこともあると思います。

我々も、もう少し、政策や学校の方針レベルで、やはり、研究不正や研究公正に対するコミットメントを明確に出して、「この仕事をやっているよ、次があるよ」というメッセージを出していかなければ、人のサイクル、キャリアパスにはつながらないのではないかと考えています。

市川：ありがとうございます。研究不正という言葉に限ると、量的には比較的少ないのですが、一方、最近注視されてきている「研究の再現性の欠如」という問題を含めると、非常に大きな領域となります。それは、我々が担当せざるを得ない領域だと思われませんが、そのあたりの教育について、加納先生はどのようにお考えになっていますか。

加納：ありがとうございます。難しいお題だなと思いました。アナロジーになるかもしれないのですが。

教育学部は教員を養成します。学校教員をたくさん養成するシステムを、すでに持っているところです。そのシステムが、ひょっとしたら参考になるかもしれないという話です。

学校の現場でも、新しい仕組みが導入されることがあります。例えば昨今では、COVID-19を踏まえてGIGAスクール構想と言って、ICTを使った教育が急にアドオンされています。iPadなどをひとり1台、小中学生が持っている。そういうとき

に、ICTの中核人材をどうするかという話題が、同じように出てくるわけです。その問題に対して明確な、人材育成がうまくいっているかというシステムの話までは、現在進行形なので分析はできていません。しかし、少なくとも現場で起こっていることとしては、1つは教員養成で養成された、つまり学部や大学院で、フォーマルに、カリキュラムとして養成された新卒の学生が新米教師として行って、「こんなふうには最近では養成されているんだ」ということを、シニアのほうへ伝えていくという役割を果たしてくれています。

結果としてシニアは、フォーマルな教育を受けた新米教師に頼っている部分が出てきています。それと同時に、波状的に、シニア向けの教員研修というものも、たくさん行われています。教員研修で、「そういえば、あんなことができるのだな」

「こういうことも大事なのだな」と思ってもらって、新人の子達に聞いてみる。やり方も教えてもらえる。こうした形の、縦のつながり。シニアと新人をうまくつなぐ機能を持たせるようにして、うまく機能させるようになっていくところがあります。

そこから、今回の中核人材の話を見ても、中村先生が先ほどからおっしゃっているように、その大学院生の教育というようなボトムのところ。最近ではここまでフォーマルな教育を受けているのかと、研究室に入ってきた学生を見て、シニアの研究者が驚くことがあってよいと思うのです。そうしたところがあって、同時に、そのシニアの研究者の先生方にも研修をする。研究倫理教育をやっていく。それが中村先生の一番の、単独の倫理教育という話になるのだと思います。そうした、サンドイッチしていくようなシステムを、人材育成として見ていくことはありえるかもしれません。教育学部というところには意外と、教育のシステムの構築や評価のやり方などの知見がたまっていると、個人的には思います。人材育成という話のときに、違う分野かもしれませんが、教育学部や教育学研究科といった人材が入っていくとこともありえるかと思えます。

市川：ありがとうございます。教育を受けた人を増やして、教育を受けていない人を圧倒していこうという作戦だと思います。育成にしる、定着化にしる、いわゆるコミュニケーションというものが課題とされたと思います。

ここで、私自身の米国での経験の話をさせていただくと、先ほどから出ているRIO（機関の研究公正担当者）が集まって、松澤部長が言われたように、国ワイドでミーティングを開いたりしますが、お国柄のせいかな、もっと内輪で、電話を取って「お前、うちでこんなことが起きたが、どう思う？」というようなことができます。こうした点では、日本の場合は少し秘密主義に偏っているせいかな、自分の国、自分の大学の恥をさらしたくない思いが強いようで、なかなか具体的なやりとりができにくいのではないかと思います。

これも、米国での経験ですが、確か5年ぐらい前に、ハーバード系の複数の病院が一つのグループになっており、そこのRIOの代表者に面会したことがあります。その人から最近「数日前、職を失った。職を探している。日本にないか」というメールがありました。米国にはそれほどオープンな雰囲気があるのですが、一方の日本ではそうしたオープンさが無い中で、相互教育をどのように始められるだろうかと思います。

中村先生、研究不正の調査に多く関わっておられるので、そのあたりの感触をお持ちだと思いますが、どうでしょう。

中村：研究不正の調査できわめて難しいが重要と思うのは、独立性が1つのキーワードだと思います。研究機関としてはできるだけ、不祥事や不正が起きるようなことは、ないほうがよいと思っている。機関にもよりますが、やはり、そういう思いはあると思います。

明らかに意図的に、非常に悪質な形で不正を行った場合は、嫌でも周りも「これは不正だ」と判断すると思います。しかし、そこまで悪質というわけではなく、「問題がないわけではない、もちろん、問題だけれども、でも、そこまで悪意があったわけではなく、流れの中でやってしまった」といったときには…

市川：相談相手がほしいということですか。

中村：相談相手がほしいということもありますし、行なった行為自体は問題ではあるけれど、特定不正行為と認定してしまうと、本人のキャリアのこともある。そうしたいろいろな配慮が働くことがあるのではないかと思います。

そうした中で、研究公正の専門家として調査委員会などに参加しているときに、「これはやはり特定不正行為になる」と言い続けなければいけない。委員会の中に副学長、理事クラスの人がいる中で、「外から来た若い人が何か言っている」という感じになるのではないかと思います。ただ、私自身がそれを言うことができるのは、私は大阪大学にポストがあって、そこが脅かされることはないと思っているからだと思います。しかし、これが研究公正担当者として機関に雇われていたら、そうした振る舞いは難しくなってくると思います。

独立性をどう担保するのか。この機関で任期が付いていて、ダメだったとしても次のキャリア、受け入れ先が十分あるか。そうした機関を超えたネットワーク、キャリアパスみたいなものが確立されていないと、この調査ということに関しては、難しいところがあると率直に思います。

市川：ありがとうございます。今、年齢の話が出てきたので、この点で恐らく切実に感じられておられる東島先生、どうですか。自分の立場から自分の思ったことを主張するのは、年齢によっては、不正調査においても難しいのでは。

東島：たとえば倫理審査の場合にも、同じように独立性が問題になります。中村さんがおっしゃったように、言わなければいけないことがあっても、内部の人間であれば、やはりいろいろと考えてしまって言いづらい。しかし、外部委員の方はちゃんと言わなければいけない。社会の目も考えながら。

研究倫理、公正対策に当たる人々で、そうした困りごとを皆でシェアできると、皆、心を強く持って頑張れると思います。医学系の、主に人を対象とする研究における倫理審査の場合には、『研究倫理を語る会』という、現場の困りごとをシェアする会があります。研究公正の場合は、「全国公正研究推進会議」という APRIN さん主催の場がありますので、そちらが現場の皆さんの困りごとやアイデアをシェアし合う場になり、そういう人材の人たちが疲れて去って行かないような場になってくれたらと思っています。

市川：施策的に、独立性はどのように担保できそうか。松澤部長、いかがでしょうか。

松澤：研究不正は機関の中の問題として考えるのか、それともやはり、パブリックに対する機関の姿勢として考えるのか。それによって、機関ごとに判断がゆれるところがあります。

一方、我々、ファンディングエージェンシーのように、各機関からの判断を受け、最終的に受け付けるところにいますと、やはり機関によつての姿勢というものに、非常にばらつきがあるような気がするのです。ですから、それを、何かしら一本基軸を通すようなものを。これからの研究不正は多様化だけではなくて、標準化が必要だと思っています。どのくらいだったらどこまで許容されるか。その選択肢が各大学によって非常にばらつく背景の1つに、私は、認定に伴う行為があると思っています。日本の場合には○か×しかないのです。しかしアメリカなどにはスーパーバイズという形で、軽微な研究不正に対しては、要するに指導の延長、監督というものがあるわけです。

したがって、すぐに措置行為として、研究不正が認定されたら直ちに研究費を止めるといった、その二者択一の状況では、各大学も取り得るオプションが少ない。そのために、そうした裁量権が働くのではないか。認定を受けた人に対する措置についても、アメリカのような多様性がもう少しあってもよいのではないか。そうしたことをトータルに考えないと、各機関の判断の標準化などはなかなか難しいのではないかと、日頃から考えている次第です。

市川：ありがとうございました。我々の宣伝になってしまうかもしれませんが、公正研究推進協会 (APRIN) は2年ぐらい前に、いわゆる不正調査にあたっての方法と判断について国際的な標準化が必要と考えて、議論をかさねました。アメリカのORIからもマニュアルのようなものが出ているのですが、それはそれで、アメリカの独特なルールを土台としているものなので、国際的には一般化できないとかんがえ、13回の議論を経て、その結果を論文として国際誌に発表したことがあります。今のお話を聞いて思ったのは、どういった不正を扱うべきかを、加えておくべきだったとも思われます。告発が寄せられる最初の時点で、調査を始めるかどうか。その判断が大きい訳です。それについても標準的な提言をしておく必要があったと思いました。

今日、様々な面をご議論いただきましたが、最後に、まとめとしてそれぞれの方に、どのようなところから始めたらいいか、その第一歩についてご提言いただきたいと思えます。言い残したことも含めて、お話しいただければと思います。

では、東島先生からこちらの方に向かって、順番でよろしく申し上げます。

東島：「中核的人材になってもいいかなあ」「中核的人材に関心があるけど、まだ、そこまでは」といった方を増やすステップが、今、非常に少ないのではないかと思っています。「なんだかすごく面倒くさそうな仕事だ」「単に仕事が増えるだけだからやらない」「eラーニングを少しやっておけば、細かいことは事務の人がやるよね」といった、中村先生の話にもありましたが、「自分と面倒なこととの間の何か」のような、そんな感じで研究公正教育なり、研究公正の大学の仕組みなりを見ている方が非常に多い印象があります。あと最近、現場でどうすればいいのか、自分の組織内で、どうすれば研究公正・倫理的に適切な形で研究を進められるのか、現場の皆さんにとって分かりづらい状況かもしれないと危惧しています。

例えば、JSPSさんの教材など、私自身はすごく好きなのですが、非常に漠然とした面があります。受けたあとで、それでは学内でどのような規定があるのか、自分の分野にはどのような規定があるのだろうかと探そうとすると、探すのが、本当に大変なのです。各大学のウェブサイトを見ると、掲載が義務付けられている研究不正の定義と、告発窓口は簡単に見つかります。けれど、ご存じのとおり、研究公正教材の内容は多岐にわたります。ハラスメントや協働、オーサーシップ、共同参画、ダイバーシティ。そのあたりを全部含む、幅広いトピックが研究公正です。けれど普通の現場の教員が、それらを包括して、自分の研究室の学生さんに、たとえば指針の改定状況なども含めて、自分の所属する大学内の仕組みについて伝えるというその一歩にとっても手間がかかります。

こういった状況を支援できるような、研究公正、倫理についての学内の仕組みや学内資源を明示した Web みたいなもの。これが今、ほとんど見当たりません。特に全学的に最先端の研究を行うことを大学のミッションとして掲げておられる大学さんの場合、そういうウェブサイトはほとんどお持ちではありません。例外的なのは東北大学さんです。

研究推進の仕組みの一環として、そうした状況を改善して、「(研究公正/研究倫理という観点から見て適切な研究を行うための学内の支援制度や仕組み確認は) こういうところを見ればすぐできるんだ」というサイトが各大学に、少なくとも中村先生がおっしゃっていたようなポータルサイトがあれば、少しずつ関心を持ってくださる方が増えていくのではないかと思います。それぞれの大学が、研究推進の一環として、そういう仕組みを作ってくれれば嬉しいと思っています。

市川：すると、先生のお考えは、大学のカルチャー自体に手を付けようということ。大学の学長、副学長レベルにそうした意識を持っていただきたいということでしょうか。

東島：はい、そうです。

市川：加納先生は、いかがでしょうか。

加納：ありがとうございます。何から始めたらよいのかは、非常に難しいのですが。

これは、完全に僕個人の意見になりますが、種まきが必要だと思っています。中核的人材になるかもしれないという人を、どうやって、たくさん育てるのか。こうしたところに興味を持っています。

先ほど、松澤部長が3類型を示されていました。RIAなどは「一般の研究者」として書いていて、比較的、種まきの場所としてはよいのかなと思いました。一般の研究者でも、RIAになり得るということなのかと、お聞きして思いました。このRIAを育てるための、例えば教育プログラムを作るときに、中村先生がおっしゃるように、より探究的な思考を促したり、双方向性を持たせたりするという形で。僕は教育学部に入って、アクティブラーニングというものが学校教育に入っていく様子を見ていました。「主体的・対話的で、深い学び」と訳されているのですが、まさに、研究者自身が主体的になって、対話的に学んでいく。そうした教育プログラムが作れたらよいと思います。

市川先生がおっしゃっていたプロアクティブの話と掛けて、先ほど勝手に思いついたのは、プロアクティブラーニングです。よりプロアクティブなことを、アクティ

ブラーニングで学ぶという教育プログラムは、ひょっとしたら作れるのではないかと思います。

それで育ってきた研究者が、どんどん RIA という形になっていく。その RIA の人達に相談するとき、いろいろな段階を相談できますよという、非常にカジュアルな相談のステップみたいなものがあったらいいと思います。

僕個人もたまに、アドバイスが欲しいと、同僚の先生方から受けるのです。その内容としては、著作権の話もあります。写真の著作権や、絵と画像の著作権といった話。「これはハゲタカジャーナルですか」といった相談を受けることもあります。何かをパブリッシュしようと思ったときに、「ちょっと気になること」を気軽に相談できる相手は、たぶん、どこでも求められていると思います。誰しもが一度は相談してみたいようなこと、「それを相談できる人です」という広報、見せ方をしていくことで、RIA の方との信頼関係が築かれ、活用されていく。それによって心理的安全が確保される。そうしたときに初めて、より深い悩みを打ち明けるフェーズに移行するのかもしれない。それをうまく取りまとめることができた人が、結果として中核的人材として認められていくのではないかと。

かなり長期的な、ボトムアップの話で恐縮です。そうした展望の中で、今やれることは、教育プログラムを作っていくことだと個人的には考えます。

市川：加納先生、ありがとうございます。すると、全国的に展開する必要がありますね。それには、「うまく行ってよかった」という実際を提示する必要があると思います。それはどのような形で可能だと思いますか。

加納：本当に、思いつきレベルだったので申し訳ないのですが、その部分に関してはやはり、もう少しトップダウンで、トップ主導で、中核的人材を育てるための種まきとして、たくさんの教育プログラムをやっていくことが重要だというメッセージが必要だと思います。各大学に、すでに、研究倫理や研究公正が重要であるという素地はあると思います。あとは、そのようなメッセージを強く発信していただいたら、各大学が独自に考えながらやり始めるのではないのでしょうか。楽観的かもしれませんが、そのように思っています。

市川：では、鶴の一声として、AMED から発するということですか。

加納：それも十分に考えられると思います。うちの大学ではあまり医療系をやっていないので、AMED さんだけではなく、幅広いファンディングエージェンシーから同時に発せられるのが、より効果的だと思います。

市川：ありがとうございます。中村先生、お願いします。

中村：2点あります。1点目は、先ほどの独立性をどう担保するのかに関わることで、個人としての独立性もあるのですが、先ほどご紹介のあった、市川先生方が取り組まれた標準化の文書。それが、以前ある調査委員会で、委員に対して配布されました。こうした調査はどのようにやればよいか、どこに留意すればよいかについては、大学としてそれまであまり経験がないところだと、そういった知見が必ずしも共有されていない。

標準化された手順があり、それが文書化されている。それがきちんとしたプロセスで公表されていることが、そのような場面で非常に大きな意味を持つと思います。特に、不正調査に関して言うと、独立性を担保する仕組みとして、リソースとして文書化していく、標準化していくというのは、非常に重要だと思います。

2点目。不正調査にはいろいろと難しい課題があります。研究倫理教育のほうが、中核的人材について進めていく上でやりやすいのではないかと考えています。

また、研究倫理教育は、不正はダメだという後ろ向きなことだけではなく、意図せずに結果的に不正に関与してしまうという、ある意味不幸な事態を防ぐこともあるかと思っています。

私自身が講演をさせていただく際に、いつも強調していることがあります。研究者の皆さんは、学術的にも社会的にも非常に意義の高い研究活動を行っている。その学術的、社会的意義のある研究活動の成果の質を高めるために留意すべき点について、研究倫理教育をする。研究倫理教育は質の向上を支えるものである。そうした観点でいつもお話しさせていただいています。

その意味でも、研究倫理教育が単に不正への対応だけではなく、研究活動をしている側にとっても、研究の意義を実現していく。それをサポートするために必要なのだという認識を広げていくことが非常に重要だと思います。その前提のもとで研究倫理教育を推進していく、それを担うような人材を育成していく。それが、やる気や意欲にもつながっていくのではないかと、考えております。

市川：ありがとうございました。私自身は少しバイアスがかかっているかもしれませんが、先生の言われたことは、言ってみれば、研究者はできるだけ良い研究発表の場を持ちたい、それがこうした教育によって可能になるという実績を見せることで、我々の教育は彼らを支援しているのだと納得していただけるような努力を続けることである。このようなことでしょうか。

中村：はい。そういうことだと思います。

市川：ありがとうございました。松澤部長にお尋ねしますが、私共が考えていることは、専門員制度。それが頭にあるのですが、あれは一番初めに確か、専門員の理想像を全国的に議論して、その理想に近づくためには何を教育すべきか、何をしなければいけないか。そして最後に、資格試験のようなものをやるという手順ですが、そこまで、いきなりもっていくわけにはいかないから、まず最初は資格制限は緩く、そして、数年間経って資格更新の機会に厳しくする。こうしたことが専門医制度ではとられました。そういうプロセスを研究公正専門担当者育成に当たっては、松澤部長はどのように考えますか。

松澤：私もまだ勉強させていただいてる途中ですが、私は実は、専門員制度にはすごく関心を持っています。2つの意味で関心があるのですが、1つは、これから我が国も、諸外国から見ても国際水準で研究公正をやらなければいけないのだと思います。ガイドラインが2014年にできてから今までやってきた研究倫理教育も含めて、一連の研究公正は、国内水準は達成したのではないかという気はしています。しかし、まだまだ、世界では整備されていて、国内では整備されていないレベルがあります。その1つは、倫理教育の動機の問題です。よく、現場で、なぜ倫理教育をしなければいけないのかという話になると、自己防衛論を言う人も結構いるのです。研究者として疑われないように、などです。しかし、僕は、それはまだ研究倫理教育の手前だと思っています。要するに、自分を守るために、自分のために研究倫理教育が必要だから嫌でもやりますというレベル。そこから、研究者になっていくことを考えたときに一歩進めて、よりパブリックに貢献するために、自らの研究倫理を高めていく。自らが勉強するためだけでなく、勉強した知識を小さくてもよいから他に与えていけるレベルまで高めていく必要があると思います。そのためには、入り口は大きいほうがいい。そうしたモチベーションのある方達に、ある種のモチベーションを与え、資格認定を与えていく。それ自体は、やはり自分の防衛的な意味で研究公正をやるという意識から一歩進んで、研究公正を世の中のためにやっ払いこうということ。先ほどから、パブリックに対する責任と言っていますが、そうしたモチベーションを非常に高めると思います。

もう1つ。そうした制度が普及することが非常に重要です。それには各国のような、先ほど先生方からのお話にもあったように政策的な、もしくは学校レベルでもよいのですが、コミットメントが重要だと思うのです。要するに、そうした資格を取る、もしくはそうした資格者をどのように研究公正活動につなげていくか。そうした道筋について、各機関の長や国の政策などでビジョンを示していくことが非常に重要です。そうしたことが両輪で回っていくと、資格制度について非常に関心を

持っていて、多くの方が集まってくるのではないかと考えています。ぜひ、期待していますので、よろしく願いいたします。

市川：ありがとうございました。松澤部長からは、研究者に向けて「もっと理想を高く持て」ということですが、私も若いときは、そうでなかったと反省するところではあります。確かに、そうしたことを言うことによって、彼らにやる気を持たせられる。

確かに、医師になったら、医師になったりの理想を持つべきです。それで、120%、130%のエネルギーが出てきます。それが常に必要でないかと、改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

時間は押し迫っていますが、もし、視聴者の方から質問があれば。いかがでしょうか。

事務局：ここでディスカッションをいただくような質問は来てはいないのですが、書き込んでいただいたコメントはありますので、これは後ほど登壇者の皆様に共有させていただきます。

市川：ありがとうございました。ここで、特に最後にこれだけは、ということがなければ、このシンポジウムを終わらせていただこうと思います。なかなか、中身の濃いディスカッションをいただきまして、登壇者の方に御礼申し上げます。よろしいでしょうか。では、これで締めたいと思います。以上でございます。

以上